



第7章 推進体制と進行管理

7-1 推進体制

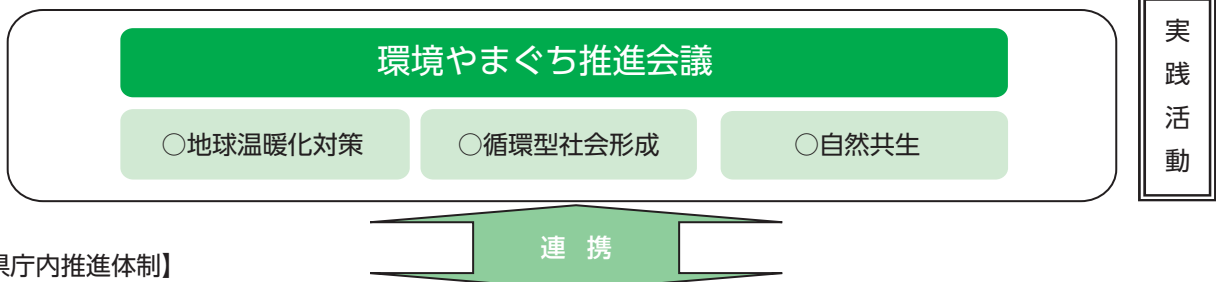
地球温暖化の対策には、社会を構成するすべての主体が、それぞれの日常的な活動と環境との関わりを認識するとともに、自主的かつ積極的な取組を進めることが必要です。

また、本県において、温室効果ガス排出削減目標の達成を目指し、安心・安全で持続可能な社会づくりを進めていくためには、県民、NPO・民間団体、事業者、大学・研究機関、市町、県など、すべての主体が、自主的な取組を進めるとともに、それぞれの役割や能力に応じて、連携・協働のもと、様々な活動に取り組むことが必要です。

県民運動の推進母体である企業、民間団体、大学、市町地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進センター、行政機関など各分野の委員から構成される「環境やまぐち推進会議」を中心に、県民、事業者、行政等が連携して実践的な活動を進めます。

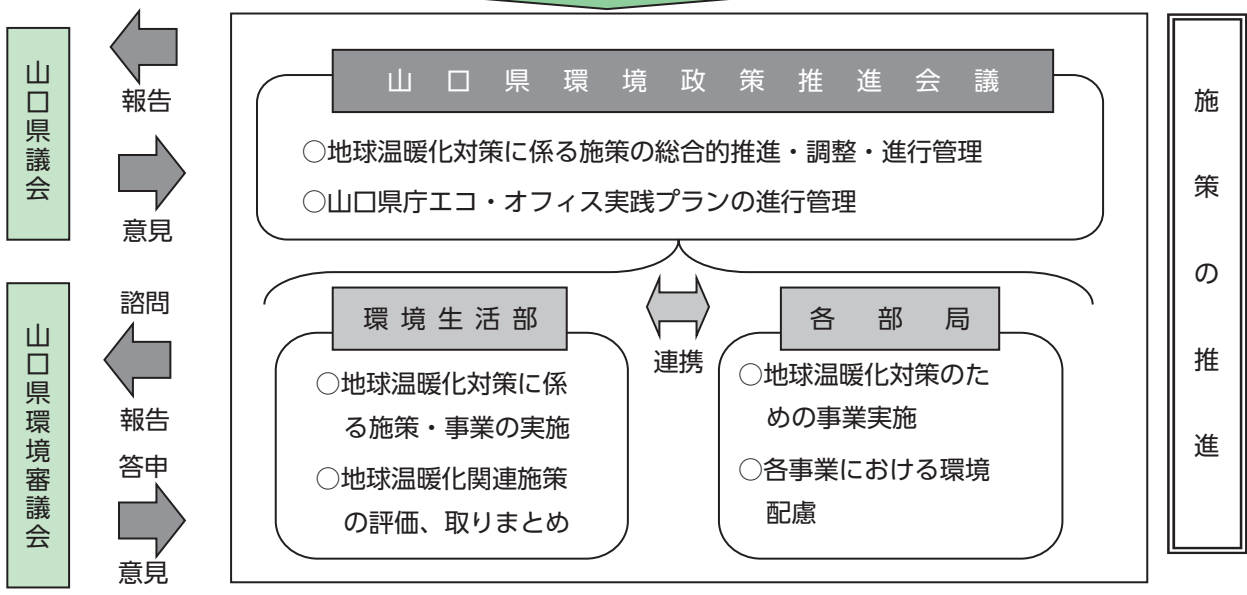
県庁内においては、各部局長で構成する「環境政策推進会議」において、環境に関連する各種計画や施策との連携・調整、進行管理等を行っていくこととしており、施策・事業の総合的な推進に努めます。

【県民運動推進母体】



実践活動

【県庁内推進体制】

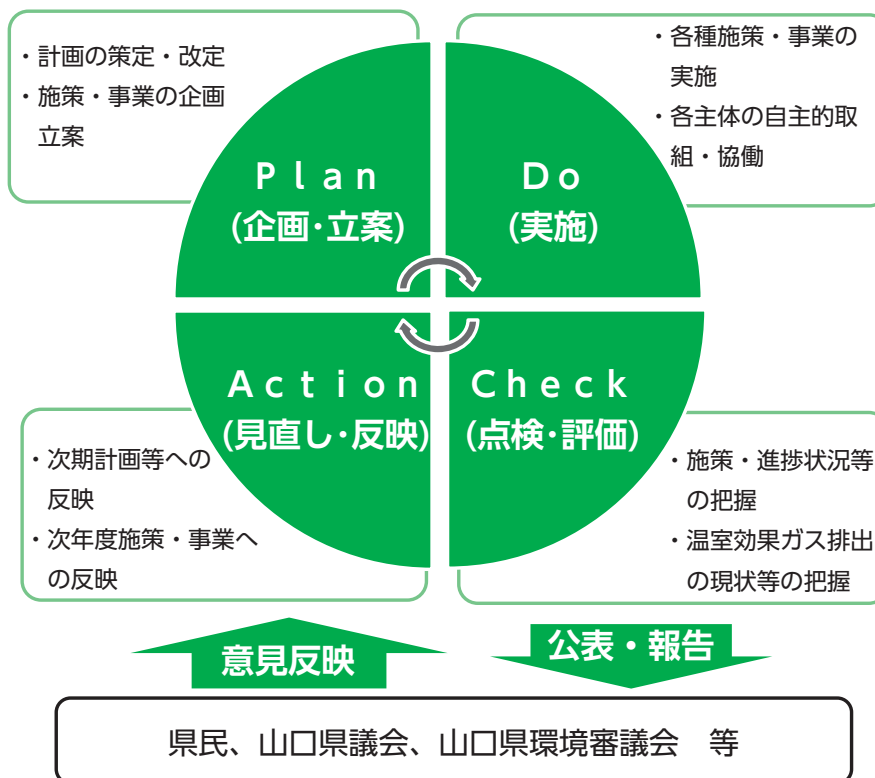


施策の推進

7-2 進行管理

(1) 計画の進捗状況の把握

計画の進捗状況を適切に把握し、計画を着実に推進するために、PDCAサイクルを活用し、計画に定めた取組の実施状況や目標値の達成状況等を把握します。



(2) 他の行政計画との調整

本計画は、「山口県環境基本計画（第3次計画）」を始め、「山口県再生可能エネルギー導入推進指針」「山口県循環型社会形成推進基本計画」等の他の関連計画とも調整を図りながら推進する必要があります。また、国の温暖化対策情勢の変化等を注視し、必要に応じて見直しを行います。

(3) 進捗状況や目標達成状況の公表

本計画に掲げられた温暖化対策関連施策・事業を総合的かつ計画的に推進するためには、施策の実施状況や環境の状況を的確に把握し、適切な進行管理を継続的に行うことが重要であることから、引き続き、施策・事業の実施状況の点検・公表、見直し・改善に努めることとし、毎年度、「環境白書」や県のホームページ、講習会といった対話による形式等を通じて公表し、県民への周知を図ります。